

令和7年 1月23日開会
令和7年 月 日閉会

令和7年第1回北広島市議会臨時会

議 案 書

北 広 島 市

議 件

- | | |
|--------|--------------------------------|
| 議案第 1号 | 北広島市職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例について |
| 議案第 2号 | 令和6年度北広島市一般会計補正予算（第6号） |
| 議案第 3号 | 令和6年度北広島市国民健康保険事業特別会計補正予算（第3号） |
| 議案第 4号 | 令和6年度北広島市介護保険特別会計補正予算（第3号） |
| 議案第 5号 | 令和6年度北広島市後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号） |

議案第 1 号

北広島市職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例について

北広島市職員の給与に関する条例（昭和 26 年広島村条例第 7 号）、北広島市一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例（平成 25 年北広島市条例第 43 号）、北広島市特別職の給与に関する条例（昭和 28 年広島村条例第 3 号）及び北広島市議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例（昭和 55 年広島町条例第 2 号）の一部を別紙のとおり改正いたしたい。

令和 7 年 1 月 23 日提出

北広島市長 上 野 正 三

提案理由

令和 6 年人事院勧告及び諸情勢を踏まえ職員の給与等を改定するため、所要の改正を行うものです。

北広島市職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例

(北広島市職員の給与に関する条例の一部改正)

第1条 北広島市職員の給与に関する条例(昭和26年広島村条例第7号)の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
<p>(寒冷地手当) 第9条の2 略 2 支給対象職員の寒冷地手当の額は、基準日における次の各号に掲げる職員の世帯等の区分に応じ、当該各号に定める額とする。 (1) 世帯主である職員 次に掲げる額 ア 扶養親族(寒冷地以外に居住する者を除く。)のある職員 <u>2万6,000円</u> イ その他の世帯主である職員 <u>1万4,500円</u> (2) その他の職員 <u>9,800円</u> 3及び4 略</p>	<p>(寒冷地手当) 第9条の2 略 2 支給対象職員の寒冷地手当の額は、基準日における次の各号に掲げる職員の世帯等の区分に応じ、当該各号に定める額とする。 (1) 世帯主である職員 次に掲げる額 ア 扶養親族(寒冷地以外に居住する者を除く。)のある職員 <u>23,360円</u> イ その他の世帯主である職員 <u>13,060円</u> (2) その他の職員 <u>8,800円</u> 3及び4 略</p>
<p>(期末手当) 第14条の2 略 2 期末手当の額は、期末手当基礎額に、<u>6月に支給する場合には100分の122.5(管理職員にあっては、100分の102.5)、12月に支給する場合には100分の127.5(管理職員にあっては、100分の107.5)を乗じて得た額に、基準日以前6箇月以内の期間における当該職員の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。</u> (1)～(4) 略 3 定年前再任用短時間勤務職員に対する前項の規定の適用については、同項中「<u>100分の122.5</u>」とあるのは「<u>100分の68.75</u>」と、「<u>100分の102.5</u>」とあるのは「<u>100分の58.75</u>」と、「<u>100分の127.5</u>」とあるのは「<u>100分の71.25</u>」と、「<u>100分の107.5</u>」とあるのは「<u>100分の61.25</u>」とする。 4～6 略</p>	<p>(期末手当) 第14条の2 略 2 期末手当の額は、期末手当基礎額に100分の122.5(管理職員にあっては、100分の102.5)を乗じて得た額に、基準日以前6箇月以内の期間における当該職員の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。 (1)～(4) 略 3 定年前再任用短時間勤務職員に対する前項の規定の適用については、同項中「100分の122.5」とあるのは「100分の68.75」と、「100分の102.5」とあるのは「100分の58.75」とする。 4～6 略</p>
<p>(勤勉手当) 第14条の5 略 2 勤勉手当の額は、勤勉手当基礎額に、任命権者が規則で定める基準に従って定める割合を乗じて得た額とする。この場合において、任命権者が支給する勤勉手当の額の、当該職員に所属する次の各号に掲げる職員の区分ごとの</p>	<p>(勤勉手当) 第14条の5 略 2 勤勉手当の額は、勤勉手当基礎額に、任命権者が規則で定める基準に従って定める割合を乗じて得た額とする。この場合において、任命権者が支給する勤勉手当の額の、当該職員に所属する次の各号に掲げる職員の区分ごとの</p>

改正後	改正前
<p>総額は、それぞれ当該各号に定める額を超えてはならない。</p> <p>(1) 前項の職員のうち定年前再任用短時間勤務職員以外の職員 当該職員の勤労手当基礎額に当該職員がそれぞれその基準日現在(退職し、又は死亡した職員にあっては、退職し、又は死亡した日現在。次項において同じ。)において受けるべき扶養手当の月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額を加算した額に、<u>6月に支給する場合には100分の102.5(管理職員にあっては、100分の122.5)、12月に支給する場合には100分の107.5(管理職員にあっては、100分の127.5)を乗じて得た額の総額</u></p> <p>(2) 前項の職員のうち定年前再任用短時間勤務職員 当該定年前再任用短時間勤務職員の勤労手当基礎額に、<u>6月に支給する場合には100分の48.75(管理職員にあっては、100分の58.75)、12月に支給する場合には100分の51.25(管理職員にあっては、100分の61.25)を乗じて得た額の総額</u></p> <p>3～5 略</p>	<p>総額は、それぞれ当該各号に定める額を超えてはならない。</p> <p>(1) 前項の職員のうち定年前再任用短時間勤務職員以外の職員 当該職員の勤労手当基礎額に当該職員がそれぞれその基準日現在(退職し、又は死亡した職員にあっては、退職し、又は死亡した日現在。次項において同じ。)において受けるべき扶養手当の月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額を加算した額に100分の102.5(管理職員にあっては、100分の122.5)を乗じて得た額の総額</p> <p>(2) 前項の職員のうち定年前再任用短時間勤務職員 当該定年前再任用短時間勤務職員の勤労手当基礎額に100分の48.75(管理職員にあっては、100分の58.75)を乗じて得た額の総額</p> <p>3～5 略</p>

改正後								
別表第1(第3条、第4条関係)								
給料表								
職員 の 区分	職務 の 級 号俸	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級
		給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
定年前再任用短時間勤務職員以外の職員	1	183,500	230,000	261,300	287,300	309,800	335,000	373,400
	2	184,600	231,500	262,300	288,900	311,500	336,900	376,000
	3	185,800	233,000	263,300	290,400	313,200	338,700	378,300
	4	186,900	234,500	264,300	291,900	314,700	340,500	380,500
	5	188,000	236,000	265,300	293,400	316,100	342,200	382,400
	6	189,700	237,500	266,300	294,900	317,400	343,900	384,700
	7	191,300	239,000	267,300	296,300	318,700	345,500	386,800
	8	192,900	240,500	268,300	297,600	320,000	347,200	388,800
	9	194,500	242,000	269,300	298,800	321,300	348,800	390,800
	10	196,200	243,400	270,300	300,300	323,100	350,500	393,100
	11	197,800	244,800	271,300	301,800	324,900	352,100	395,300
	12	199,400	246,200	272,300	303,200	326,600	353,700	397,500
	13	201,000	247,400	273,300	304,600	328,300	355,200	399,700
	14	202,700	248,600	274,300	305,700	330,000	356,900	402,000
	15	204,400	249,800	275,300	306,700	331,700	358,500	404,200
	16	206,100	251,000	276,400	307,900	333,400	360,100	406,500
	17	207,400	252,100	277,400	309,100	335,000	361,700	408,300
	18	209,000	253,200	278,700	310,700	336,700	363,500	410,200
	19	210,600	254,300	280,000	312,300	338,400	365,000	412,100
	20	212,100	255,400	281,200	313,900	340,000	366,600	413,900
	21	213,600	256,400	282,500	315,400	341,500	368,000	415,700
	22	215,200	257,400	283,800	317,000	343,100	369,600	417,500
	23	216,800	258,400	285,000	318,600	344,700	371,200	419,300
	24	218,400	259,400	286,200	320,200	346,200	372,700	421,100
	25	220,000	260,400	287,300	321,700	347,600	374,600	422,700
	26	221,700	261,300	288,500	323,400	349,300	376,500	424,200
	27	223,000	262,200	289,800	325,000	350,900	378,400	425,700
	28	224,300	263,100	291,100	326,600	352,500	380,200	427,200
	29	225,600	263,900	292,400	328,000	353,700	381,700	428,700
	30	226,700	264,700	293,400	329,700	355,200	383,500	430,000
	31	227,800	265,500	294,400	331,400	356,700	385,200	431,300
	32	228,900	266,300	295,500	333,000	358,200	386,800	432,500

改正前								
別表第1(第3条、第4条関係)								
給料表								
職員 の 区分	職務 の 級 号俸	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級
		給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
定年前再任用短時間勤務職員以外の職員	1	162,100	208,000	240,900	271,600	295,400	323,100	365,500
	2	163,200	209,700	242,400	273,200	297,500	325,300	368,100
	3	164,400	211,400	243,800	274,700	299,500	327,500	370,500
	4	165,500	212,900	245,200	276,300	301,400	329,500	372,900
	5	166,600	214,400	246,400	277,800	303,200	331,500	374,800
	6	167,700	216,200	248,000	279,500	305,000	333,500	377,300
	7	168,800	217,900	249,500	281,300	306,600	335,400	379,600
	8	169,900	219,600	250,900	283,100	308,200	337,300	382,100
	9	170,900	221,100	252,000	284,800	309,800	339,200	384,500
	10	172,300	222,600	253,400	286,700	312,000	341,200	387,100
	11	173,600	224,100	254,900	288,500	314,200	343,200	389,700
	12	174,900	225,600	256,200	290,300	316,200	345,200	392,300
	13	176,100	226,800	257,500	292,100	318,200	347,000	394,600
	14	177,600	228,200	258,700	293,700	320,200	349,000	396,900
	15	179,100	229,600	259,900	295,100	322,100	350,900	399,100
	16	180,700	231,000	261,100	296,500	324,000	352,800	401,400
	17	181,800	232,400	262,300	298,000	325,900	354,500	403,200
	18	183,200	234,000	263,600	300,000	327,900	356,500	405,100
	19	184,600	235,500	264,900	302,000	329,800	358,300	407,000
	20	186,000	236,900	266,200	303,800	331,700	360,200	408,800
	21	187,300	238,100	267,600	305,500	333,400	362,100	410,600
	22	189,600	239,700	269,100	307,400	335,400	364,000	412,400
	23	191,800	241,200	270,700	309,300	337,400	365,900	414,200
	24	194,000	242,600	272,200	311,100	339,300	367,800	416,000
	25	196,200	243,600	273,800	312,800	340,700	369,700	417,600
	26	197,900	245,100	275,500	314,800	342,600	371,600	419,100
	27	199,400	246,400	277,100	316,800	344,500	373,500	420,600
	28	200,900	247,600	278,700	318,700	346,400	375,400	422,100
	29	202,400	248,700	280,300	320,400	348,000	376,900	423,600
	30	203,800	249,700	281,800	322,400	349,900	378,700	424,900
	31	205,200	250,600	283,300	324,400	351,700	380,500	426,200
	32	206,600	251,500	284,800	326,400	353,500	382,100	427,400

改正後								改正前							
33	230,000	267,000	296,600	334,200	359,900	388,500	433,700	33	208,000	252,400	285,900	327,600	355,300	383,800	428,600
34	231,100	267,800	297,800	336,100	361,700	389,900	435,000	34	209,300	253,300	287,500	329,600	357,100	385,200	429,900
35	232,200	268,600	298,900	337,800	363,400	391,300	436,300	35	210,600	254,100	289,000	331,500	358,800	386,600	431,200
36	233,300	269,300	300,100	339,400	365,100	392,700	437,500	36	211,900	254,900	290,500	333,500	360,500	388,000	432,400
37	234,400	270,000	301,300	340,900	366,500	394,100	438,700	37	213,200	255,600	291,900	335,400	361,900	389,400	433,600
38	235,400	270,800	302,600	342,500	367,800	395,300	439,500	38	214,400	256,700	293,500	337,300	363,200	390,600	434,400
39	236,400	271,600	303,900	344,100	369,000	396,500	440,300	39	215,600	257,900	295,100	339,200	364,500	391,800	435,200
40	237,300	272,300	305,200	345,700	370,400	397,500	441,100	40	216,700	259,000	296,700	341,100	365,900	392,800	436,000
41	238,200	273,000	306,500	347,400	371,500	398,600	441,700	41	217,800	260,200	298,200	342,900	367,000	393,900	436,600
42	239,100	273,800	307,800	349,200	372,400	399,800	442,300	42	218,900	261,400	299,800	344,800	367,900	395,100	437,300
43	239,900	274,600	309,100	351,000	373,400	400,900	442,900	43	219,900	262,500	301,300	346,600	368,900	396,200	438,000
44	240,700	275,300	310,400	352,800	374,500	402,000	443,500	44	220,900	263,600	302,800	348,400	370,000	397,300	438,700
45	241,400	276,000	311,700	354,300	375,300	402,700	444,200	45	221,800	264,700	304,400	349,900	370,800	398,000	439,500
46	242,000	276,700	313,000	355,700	376,200	403,400	445,000	46	222,700	265,800	306,000	351,300	371,700	398,700	440,300
47	242,600	277,400	314,300	357,100	377,100	404,100	445,400	47	223,600	266,900	307,600	352,700	372,600	399,400	440,700
48	243,200	278,100	315,400	358,500	377,900	404,800	446,100	48	224,500	267,900	309,100	354,200	373,400	400,100	441,400
49	243,800	278,800	316,300	360,000	378,700	405,400	446,600	49	225,400	268,900	310,000	355,700	374,200	400,700	441,900
50	244,400	279,500	317,600	360,800	379,500	406,000	447,000	50	226,300	269,900	311,500	356,500	375,000	401,300	442,300
51	245,000	280,200	318,900	361,800	380,300	406,500	447,400	51	227,200	270,900	313,000	357,500	375,800	401,800	442,700
52	245,500	280,900	320,200	362,800	381,000	406,900	447,800	52	228,100	271,800	314,600	358,500	376,500	402,200	443,100
53	246,000	281,500	321,400	363,700	381,700	407,300	448,200	53	228,900	272,700	316,200	359,400	377,200	402,600	443,500
54	246,400	282,200	322,700	364,800	382,400	407,500	448,600	54	229,800	273,600	317,800	360,500	377,900	402,900	443,900
55	246,700	282,800	323,900	365,700	383,100	407,800	449,000	55	230,700	274,500	319,300	361,400	378,600	403,200	444,300
56	247,000	283,500	325,100	366,700	383,800	408,100	449,300	56	231,500	275,400	320,800	362,400	379,300	403,500	444,600
57	247,300	284,100	326,400	367,600	384,300	408,400	449,600	57	231,800	276,300	322,200	363,300	379,800	403,800	444,900
58	247,600	284,800	327,500	368,300	384,900	408,700	450,000	58	232,600	277,200	323,400	364,000	380,400	404,100	445,300
59	247,900	285,400	328,600	369,000	385,500	409,000	450,300	59	233,300	278,100	324,500	364,700	381,000	404,400	445,600
60	248,200	286,100	329,700	369,600	386,200	409,300	450,600	60	233,900	279,000	325,600	365,300	381,700	404,700	445,900
61	248,500	286,700	330,400	370,000	386,600	409,500	450,900	61	234,500	280,000	326,300	365,700	382,100	405,000	446,200
62	248,800	287,400	331,300	370,600	387,200	409,800		62	235,200	281,000	327,200	366,300	382,800	405,300	
63	249,100	288,000	332,000	371,300	387,800	410,100		63	235,800	281,900	328,000	367,000	383,400	405,600	
64	249,400	288,500	332,800	372,000	388,300	410,400		64	236,300	282,800	328,800	367,700	384,000	405,900	
65	249,700	289,000	333,600	372,300	388,700	410,600		65	236,800	283,300	329,600	368,000	384,400	406,200	
66	250,000	289,600	334,000	373,000	389,300	410,900		66	237,300	284,000	330,000	368,700	385,000	406,500	
67	250,300	290,100	334,600	373,700	389,900	411,200		67	237,800	284,700	330,600	369,400	385,600	406,800	
68	250,600	290,700	335,300	374,300	390,400	411,500		68	238,400	285,600	331,300	370,000	386,200	407,100	

改正後							改正前						
69	250,900	291,200	336,100	374,600	390,800	411,700	69	238,900	286,600	332,100	370,300	386,600	407,300
70	251,200	291,700	336,800	375,100	391,300	412,000	70	239,400	287,400	332,800	370,900	387,100	407,600
71	251,500	292,300	337,500	375,700	391,800	412,300	71	239,900	288,200	333,500	371,600	387,600	407,900
72	251,800	292,900	338,100	376,300	392,400	412,500	72	240,400	289,000	334,100	372,200	388,200	408,100
73	252,100	293,400	338,600	376,600	392,700	412,700	73	240,900	289,700	334,600	372,500	388,500	408,300
74	252,400	293,900	339,200	377,200	393,100	413,000	74	241,400	290,200	335,200	373,100	388,900	408,600
75	252,700	294,300	339,700	377,900	393,500	413,300	75	241,800	290,600	335,700	373,800	389,300	408,900
76	253,000	294,600	340,300	378,500	393,900	413,500	76	242,300	291,000	336,300	374,400	389,700	409,100
77	253,300	294,800	340,600	378,900	394,200	413,700	77	242,800	291,200	336,600	374,800	390,000	409,300
78	253,600	295,100	341,100	379,400	394,500	414,000	78	243,300	291,500	337,100	375,300	390,300	409,600
79	253,900	295,300	341,500	380,000	394,800	414,300	79	243,800	291,700	337,500	375,900	390,600	409,900
80	254,200	295,600	341,900	380,500	395,000	414,500	80	244,300	292,000	337,900	376,400	390,800	410,100
81	254,500	295,800	342,300	381,000	395,200	414,700	81	244,700	292,200	338,300	376,900	391,000	410,300
82	254,800	296,000	342,800	381,600	395,500	415,000	82	245,200	292,400	338,800	377,500	391,300	410,600
83	255,100	296,300	343,300	382,100	395,800	415,300	83	245,600	292,700	339,300	378,000	391,600	410,900
84	255,400	296,500	343,800	382,400	396,000	415,500	84	246,000	292,900	339,800	378,300	391,800	411,100
85	255,700	296,800	344,100	382,800	396,200	415,700	85	246,400	293,200	340,100	378,700	392,000	411,300
86	256,000	297,100	344,500	383,300	396,500		86	246,800	293,500	340,500	379,200	392,300	
87	256,300	297,400	344,900	383,700	396,800		87	247,200	293,800	341,000	379,600	392,600	
88	256,600	297,700	345,300	384,100	397,000		88	247,600	294,100	341,400	380,000	392,800	
89	256,900	298,000	345,600	384,500	397,200		89	248,000	294,400	341,700	380,400	393,000	
90	257,200	298,300	346,000	385,000	397,500		90	248,500	294,800	342,100	380,900	393,300	
91	257,500	298,600	346,400	385,400	397,800		91	248,800	295,100	342,600	381,300	393,600	
92	257,800	299,000	346,800	385,800	398,000		92	249,100	295,500	343,000	381,700	393,800	
93	258,100	299,200	347,000	386,100	398,200		93	249,400	295,700	343,200	382,000	394,000	
94		299,400	347,400				94		295,900	343,600			
95		299,700	347,800				95		296,200	344,100			
96		300,100	348,200				96		296,600	344,500			
97		300,300	348,400				97		296,800	344,700			
98		300,600	348,800				98		297,100	345,100			
99		301,000	349,200				99		297,500	345,500			
100		301,400	349,500				100		297,900	345,800			
101		301,600	349,800				101		298,100	346,100			
102		301,900	350,200				102		298,400	346,500			
103		302,200	350,600				103		298,800	346,900			
104		302,500	351,000				104		299,100	347,300			

改正後								改正前							
105		302,700	351,500					105		299,300	347,800				
106		303,000	351,900					106		299,600	348,200				
107		303,300	352,300					107		300,000	348,600				
108		303,600	352,700					108		300,300	349,000				
109		303,800	353,200					109		300,500	349,500				
110		304,200	353,600					110		300,900	349,900				
111		304,600	353,900					111		301,300	350,200				
112		304,900	354,200					112		301,600	350,500				
113		305,100	354,700					113		301,800	351,000				
114		305,300						114		302,000					
115		305,600						115		302,300					
116		306,000						116		302,700					
117		306,200						117		302,900					
118		306,400						118		303,100					
119		306,700						119		303,400					
120		307,000						120		303,700					
121		307,400						121		304,100					
122		307,600						122		304,300					
123		307,900						123		304,600					
124		308,200						124		304,900					
125		308,500						125		305,200					
定年前再 任用短時 間勤務職 員	基準給料 月額	基準給料 月額	基準給料 月額	基準給料 月額	基準給料 月額	基準給料 月額	基準給料 月額	定年前再 任用短時 間勤務職 員	基準給料 月額	基準給料 月額	基準給料 月額	基準給料 月額	基準給料 月額	基準給料 月額	基準給料 月額
	192,000	219,500	260,000	279,700	294,900	320,600	362,700		188,700	216,200	256,200	275,600	290,700	316,200	358,000

第2条 北広島市職員の給与に関する条例の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
<p>(期末手当) 第14条の2 略</p> <p>2 期末手当の額は、期末手当基礎額に<u>100分の125</u>(管理職員にあっては、<u>100分の105</u>)を乗じて得た額に、基準日以前6箇月以内の期間における当該職員の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。</p> <p>(1)～(4) 略</p> <p>3 定年前再任用短時間勤務職員に対する前項の規定の適用については、同項中「<u>100分の125</u>」とあるのは「<u>100分の70</u>」と、「<u>100分の105</u>」とあるのは「<u>100分の60</u>」とする。</p> <p>4～6 略</p> <p>(勤勉手当) 第14条の5 略</p> <p>2 勤勉手当の額は、勤勉手当基礎額に、任命権者が規則で定める基準に従って定める割合を乗じて得た額とする。この場合において、任命権者が支給する勤勉手当の額の、当該職員に所属する次の各号に掲げる職員の区分ごとの総額は、それぞれ当該各号に定める額を超えてはならない。</p> <p>(1) 前項の職員のうち定年前再任用短時間勤務職員以外の職員 当該職員の勤勉手当基礎額に当該職員がそれぞれその基準日現在(退職し、又は死亡した職員にあっては、退職し、又は死亡した日現在。次項において同じ。)において受けるべき扶養手当の月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額を加算した額に<u>100分の105</u>(管理職員にあっては、<u>100分の125</u>)を乗じて得た額の総額</p> <p>(2) 前項の職員のうち定年前再任用短時間勤務職員 当該定年前再任用短時間勤務職員の勤勉手当基礎額に<u>100分の50</u>(管理職員にあっては、<u>100分の60</u>)を乗じて得た額の総額</p> <p>3～5 略</p>	<p>(期末手当) 第14条の2 略</p> <p>2 期末手当の額は、期末手当基礎額に、6月に支給する場合には<u>100分の122.5</u>(管理職員にあっては、<u>100分の102.5</u>)、12月に支給する場合には<u>100分の127.5</u>(管理職員にあっては、<u>100分の107.5</u>)を乗じて得た額に、基準日以前6箇月以内の期間における当該職員の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。</p> <p>(1)～(4) 略</p> <p>3 定年前再任用短時間勤務職員に対する前項の規定の適用については、同項中「<u>100分の122.5</u>」とあるのは「<u>100分の68.75</u>」と、「<u>100分の102.5</u>」とあるのは「<u>100分の58.75</u>」と、「<u>100分の127.5</u>」とあるのは「<u>100分の71.25</u>」と、「<u>100分の107.5</u>」とあるのは「<u>100分の61.25</u>」とする。</p> <p>4～6 略</p> <p>(勤勉手当) 第14条の5 略</p> <p>2 勤勉手当の額は、勤勉手当基礎額に、任命権者が規則で定める基準に従って定める割合を乗じて得た額とする。この場合において、任命権者が支給する勤勉手当の額の、当該職員に所属する次の各号に掲げる職員の区分ごとの総額は、それぞれ当該各号に定める額を超えてはならない。</p> <p>(1) 前項の職員のうち定年前再任用短時間勤務職員以外の職員 当該職員の勤勉手当基礎額に当該職員がそれぞれその基準日現在(退職し、又は死亡した職員にあっては、退職し、又は死亡した日現在。次項において同じ。)において受けるべき扶養手当の月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額を加算した額に、6月に支給する場合には<u>100分の102.5</u>(管理職員にあっては、<u>100分の122.5</u>)、12月に支給する場合には<u>100分の107.5</u>(管理職員にあっては、<u>100分の127.5</u>)を乗じて得た額の総額</p> <p>(2) 前項の職員のうち定年前再任用短時間勤務職員 当該定年前再任用短時間勤務職員の勤勉手当基礎額に、6月に支給する場合には<u>100分の48.75</u>(管理職員にあっては、<u>100分の58.75</u>)、12月に支給する場合には<u>100分の51.25</u>(管理職員にあっては、<u>100分の61.25</u>)を乗じて得た額の総額</p> <p>3～5 略</p>

(北広島市一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例の一部改正)

第3条 北広島市一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例(平成25年北広島市条例第43号)の一部を次のように改正する。

改正後			改正前																																																		
(給与に関する特例) 第7条 特定任期付職員(企業職員である特定任期付職員を除く。以下同じ。)には、次の給料表を適用する。			(給与に関する特例) 第7条 特定任期付職員(企業職員である特定任期付職員を除く。以下同じ。)には、次の給料表を適用する。																																																		
<table border="1"> <thead> <tr> <th>号俸</th> <th colspan="2">給料月額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1</td> <td colspan="2">円 392,000</td> </tr> <tr> <td>2</td> <td colspan="2">440,000</td> </tr> <tr> <td>3</td> <td colspan="2">492,000</td> </tr> <tr> <td>4</td> <td colspan="2">555,000</td> </tr> <tr> <td>5</td> <td colspan="2">634,000</td> </tr> <tr> <td>6</td> <td colspan="2">740,000</td> </tr> <tr> <td>7</td> <td colspan="2">864,000</td> </tr> </tbody> </table>			号俸	給料月額		1	円 392,000		2	440,000		3	492,000		4	555,000		5	634,000		6	740,000		7	864,000		<table border="1"> <thead> <tr> <th>号俸</th> <th colspan="2">給料月額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1</td> <td colspan="2">円 380,000</td> </tr> <tr> <td>2</td> <td colspan="2">427,000</td> </tr> <tr> <td>3</td> <td colspan="2">477,000</td> </tr> <tr> <td>4</td> <td colspan="2">539,000</td> </tr> <tr> <td>5</td> <td colspan="2">615,000</td> </tr> <tr> <td>6</td> <td colspan="2">718,000</td> </tr> <tr> <td>7</td> <td colspan="2">839,000</td> </tr> </tbody> </table>			号俸	給料月額		1	円 380,000		2	427,000		3	477,000		4	539,000		5	615,000		6	718,000		7	839,000	
号俸	給料月額																																																				
1	円 392,000																																																				
2	440,000																																																				
3	492,000																																																				
4	555,000																																																				
5	634,000																																																				
6	740,000																																																				
7	864,000																																																				
号俸	給料月額																																																				
1	円 380,000																																																				
2	427,000																																																				
3	477,000																																																				
4	539,000																																																				
5	615,000																																																				
6	718,000																																																				
7	839,000																																																				
2～5 略			2～5 略																																																		
(給与条例の適用除外等) 第9条 略 2 特定任期付職員についての給与条例の規定の適用については、次の表の左欄に掲げる給与条例の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。			(給与条例の適用除外等) 第9条 略 2 特定任期付職員についての給与条例の規定の適用については、次の表の左欄に掲げる給与条例の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。																																																		
略			略																																																		
第14条の2第	100分の122.5	100分の170	第14条の2第	100分の122.5	100分の170																																																
2項	100分の127.5	100分の175	2項																																																		
略			略																																																		

第4条 北広島市一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例の一部を次のように改正する。

改正後		改正前	
(給与条例の適用除外等) 第9条 略 2 特定任期付職員についての給与条例の規定の適用については、次の表の左		(給与条例の適用除外等) 第9条 略 2 特定任期付職員についての給与条例の規定の適用については、次の表の左	

改正後			改正前		
欄に掲げる給与条例の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。			欄に掲げる給与条例の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。		
略			略		
第14条の2第2項	100分の125	100分の172.5	第14条の2第2項	100分の122.5	100分の170
				100分の127.5	100分の175
略			略		

(北広島市特別職の給与に関する条例の一部改正)

第5条 北広島市特別職の給与に関する条例(昭和28年広島村条例第3号)の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
第3条 略 2 前項の規定による期末手当の支給額は、給料月額及びその給料月額に100分の45を乗じて得た額の合計額に、 <u>6月に支給する場合には100分の170</u> 、12月に支給する場合には100分の175を乗じて得た額とする。	第3条 略 2 前項の規定による期末手当の支給額は、給料月額及びその給料月額に100分の45を乗じて得た額の合計額に、 <u>100分の170</u> を乗じて得た額とする。

第6条 北広島市特別職の給与に関する条例の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
第3条 略 2 前項の規定による期末手当の支給額は、給料月額及びその給料月額に100分の45を乗じて得た額の合計額に、 <u>100分の172.5</u> を乗じて得た額とする。	第3条 略 2 前項の規定による期末手当の支給額は、給料月額及びその給料月額に100分の45を乗じて得た額の合計額に、 <u>6月に支給する場合には100分の170</u> 、12月に支給する場合には100分の175を乗じて得た額とする。

(北広島市議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部改正)

第7条 北広島市議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例(昭和55年広島町条例第2号)の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
(期末手当) 第5条 略 2 前項の期末手当の額は、それぞれ基準日現在(任期満了、辞職又は死亡若しくは議会の解散により議員の職を離れた者にあつては、任期満了、辞職又は死亡若しくは議会の解散により議員の職を離れた日現在)において受けるべき議員報酬の月額及びその月額に100分の45を乗じて得た額の合計	(期末手当) 第5条 略 2 前項の期末手当の額は、それぞれ基準日現在(任期満了、辞職又は死亡若しくは議会の解散により議員の職を離れた者にあつては、任期満了、辞職又は死亡若しくは議会の解散により議員の職を離れた日現在)において受けるべき議員報酬の月額及びその月額に100分の45を乗じて得た額の合計

改正後	改正前
<p>額に、<u>6月に支給する場合においては100分の170、12月に支給する場合においては100分の175</u>を乗じて得た額に、基準日以前6箇月以内の期間におけるその者の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。</p> <p>(1)～(4) 略</p>	<p>額に、<u>100分の170</u>を乗じて得た額に、基準日以前6箇月以内の期間におけるその者の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。</p> <p>(1)～(4) 略</p>

第8条 北広島市議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
<p>(期末手当)</p> <p>第5条 略</p> <p>2 前項の期末手当の額は、それぞれ基準日現在(任期満了、辞職又は死亡若しくは議会の解散により議員の職を離れた者にあつては、任期満了、辞職又は死亡若しくは議会の解散により議員の職を離れた日現在)において受けるべき議員報酬の月額及びその月額に100分の45を乗じて得た額の合計額に、<u>100分の172.5</u>を乗じて得た額に、基準日以前6箇月以内の期間におけるその者の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。</p> <p>(1)～(4) 略</p>	<p>(期末手当)</p> <p>第5条 略</p> <p>2 前項の期末手当の額は、それぞれ基準日現在(任期満了、辞職又は死亡若しくは議会の解散により議員の職を離れた者にあつては、任期満了、辞職又は死亡若しくは議会の解散により議員の職を離れた日現在)において受けるべき議員報酬の月額及びその月額に100分の45を乗じて得た額の合計額に、<u>6月に支給する場合においては100分の170、12月に支給する場合においては100分の175</u>を乗じて得た額に、基準日以前6箇月以内の期間におけるその者の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。</p> <p>(1)～(4) 略</p>

附 則

(施行期日等)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第2条、第4条、第6条及び第8条の規定は、令和7年4月1日から施行する。
- 2 第1条の規定による改正後の北広島市職員の給与に関する条例(次項において「改正後の給与条例」という。)の規定、第3条の規定による改正後の北広島市一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例(次項において「改正後の任期付職員条例」という。)の規定、第5条の規定による改正後の北広島市特別職の給与に関する条例(附則第4項において「改正後の特別職給与条例」という。)の規定及び第7条の規定による改正後の北広島市議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例(同項において「改正後の議員報酬条例」という。)の規定は、令和6年4月1日から適用する。
(給与の内払)
- 3 改正後の給与条例又は改正後の任期付職員条例の規定を適用する場合には、第1条の規定による改正前の北広島市職員の給与に関する条例に基づいて支給された給与又は第3条の規定による改正前の北広島市一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例の規定に基づいて支給された給与は、それぞれ改正後の給与条例の規定による給与又は改正後の任期付職員条例の規定

による給与の内払とみなす。

(期末手当等の内払)

- 4 改正後の特別職給与条例又は改正後の議員報酬条例の規定を適用する場合には、第5条の規定による改正前の北広島市特別職の給与に関する条例の規定に基づいて支給された期末手当及び寒冷地手当又は第7条の規定による改正前の北広島市議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の規定に基づいて支給された期末手当は、それぞれ改正後の特別職給与条例の規定による期末手当及び寒冷地手当又は改正後の議員報酬条例の規定による期末手当の内払とみなす。

(委任)

- 5 前2項に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、市長が定める。

議案第2号

令和6年度北広島市一般会計補正予算（第6号）

令和6年度北広島市の一般会計補正予算（第6号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ180,441千円を増額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ30,757,944千円とする。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

（繰越明許費補正）

第2条 繰越明許費の追加は、「第2表 繰越明許費補正」による。

（地方債補正）

第3条 地方債の変更は、「第3表 地方債補正」による。

令和7年1月23日提出

北広島市長 上野正三

第1表 歳入歳出予算補正

歳入

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
12 地方交付税		5,035,801	116,963	5,152,764
	1 地方交付税	5,035,801	116,963	5,152,764
16 国庫支出金		6,342,536	46,102	6,388,638
	1 国庫負担金	3,667,538	44,024	3,711,562
	2 国庫補助金	2,659,499	1,465	2,660,964
	3 委託金	15,499	613	16,112
17 道支出金		2,029,685	13,927	2,043,612
	1 道負担金	1,594,952	13,927	1,608,879
22 諸収入		800,717	449	801,166
	4 受託事業収入	91,926	449	92,375
23 市債		2,430,300	3,000	2,433,300
	1 市債	2,430,300	3,000	2,433,300
歳入	合計	30,577,503	180,441	30,757,944

歳 出

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
1 議会費		179,906	874	180,780
	1 議会費	179,906	874	180,780
2 総務費		2,002,575	21,017	2,023,592
	1 総務管理費	958,991	9,579	968,570
	2 企画費	851,921	6,924	858,845
	3 徴税費	92,540	1,393	93,933
	4 戸籍住民基本台帳費	65,141	2,810	67,951
	6 統計調査費	5,344	311	5,655
3 民生費		11,126,109	85,559	11,211,668
	1 社会福祉費	4,995,057	5,829	5,000,886
	2 児童福祉費	3,699,921	77,707	3,777,628
	3 医療給付費	1,429,283	1,410	1,430,693
	4 生活保護費	1,001,848	613	1,002,461
4 衛生費		1,883,695	2,666	1,886,361
	1 保健衛生費	640,994	1,669	642,663
	2 清掃費	1,242,701	997	1,243,698
5 農林水産業費		90,655	315	90,970
	1 農業費	80,516	315	80,831
6 商工労働費		401,355	202	401,557
	1 商工費	381,280	202	381,482
7 土木費		5,664,910	1,497	5,666,407
	1 土木管理費	30,605	1,201	31,806
	2 道路橋梁費	3,171,021	296	3,171,317
8 消防費		323,846	615	324,461
	1 消防費	323,846	615	324,461
9 教育費		2,390,788	17,696	2,408,484
	1 教育総務費	409,618	8,184	417,802
	2 小学校費	334,327	1,758	336,085
	3 中学校費	218,556	1,319	219,875
	4 社会教育費	503,838	5,234	509,072
	5 保健体育費	924,449	1,201	925,650
12 職員費		3,915,046	50,000	3,965,046
	1 職員費	3,915,046	50,000	3,965,046
歳 出	合 計	30,577,503	180,441	30,757,944

第2表 繰越明許費補正

(追加)

(単位:千円)

款	項	事業名	金額
2 総務費	2 企画費	コミュニティ施設運営経費(空調設備改修経費)	3,380

第3表 地方債補正

(変更)

(単位:千円)

起債の目的	補正前				補正後			
	限度額	起債の方法	利率	償還の方法	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
コミュニティ施設改修事業債	6,500	証書借入 又は 証券発行	年6.5%以内(ただし、利率見直し方式で借り入れる資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率)	起債の日から30年以内(据置期間を含む。)において償還する。ただし、必要に応じ繰上償還することができる。	9,500	同左	同左	同左

令和6年度

歳入歳出補正予算事項別明細書

(一般会計補正予算第6号)

総括

(歳入)

(単位：千円)

款	補正前の額	補正額	計
12 地方交付税	5,035,801	116,963	5,152,764
16 国庫支出金	6,342,536	46,102	6,388,638
17 道支出金	2,029,685	13,927	2,043,612
22 諸収入	800,717	449	801,166
23 市債	2,430,300	3,000	2,433,300
歳入合計	30,577,503	180,441	30,757,944

歳入

12款 地方交付税

1項 地方交付税

(単位：千円)

目	補正前の額	補正額	計	節		説明
				区分	金額	
1 地方交付税	5,035,801	116,963	5,152,764	1 地方交付税	116,963	普通交付税 116,963
計	5,035,801	116,963	5,152,764			

16款 国庫支出金

1項 国庫負担金

1 民生費国庫負担金	3,667,538	44,024	3,711,562	2 児童福祉費負担金	44,024	施設型給付費等負担金 44,024
計	3,667,538	44,024	3,711,562			

16款 国庫支出金

2項 国庫補助金

1 総務費国庫補助金	202,615	965	203,580	3 戸籍住民基本台帳費補助金	965	個人番号カード交付事務費補助金 965
2 民生費国庫補助金	198,297	500	198,797	2 児童福祉費補助金	500	保育対策総合支援事業費補助金 500
計	2,659,499	1,465	2,660,964			

16款 国庫支出金

3項 委託金

2 民生費委託金	14,898	613	15,511	1 社会福祉費委託金	613	国民年金事務委託金 613
計	15,499	613	16,112			

17款 道支出金

1項 道負担金

1 民生費道負担金	1,590,029	13,927	1,603,956	2 児童福祉費負担金	13,927	施設型給付費等負担金 13,927
計	1,594,952	13,927	1,608,879			

22款 諸収入

4項 受託事業収入

1 民生費受託事業収入	31,701	449	32,150	1 後期高齢者医療広域連合受託事業収入	449	後期高齢者医療広域連合受託事業収入 449
計	91,926	449	92,375			

23款 市債

1項 市債

1 総務債	195,200	3,000	198,200	2 企画債	3,000	コミュニティ施設改修事業債 3,000
-------	---------	-------	---------	-------	-------	---------------------

23 市債

(単位：千円)

目	補正前の額	補正額	計	節		説明
				区分	金額	
計	2,430,300	3,000	2,433,300			

総括

(歳出)

(単位：千円)

款	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			
				特定財源			一般財源
				国道支出金	地方債	その他	
1 議会費	179,906	874	180,780	0	0	0	874
2 総務費	2,002,575	21,017	2,023,592	965	3,000	0	17,052
3 民生費	11,126,109	85,559	11,211,668	59,064	0	449	26,046
4 衛生費	1,883,695	2,666	1,886,361	0	0	0	2,666
5 農林水産業費	90,655	315	90,970	0	0	0	315
6 商工労働費	401,355	202	401,557	0	0	0	202
7 土木費	5,664,910	1,497	5,666,407	0	0	0	1,497
8 消防費	323,846	615	324,461	0	0	0	615
9 教育費	2,390,788	17,696	2,408,484	0	0	0	17,696
12 職員費	3,915,046	50,000	3,965,046	0	0	0	50,000
歳出合計	30,577,503	180,441	30,757,944	60,029	3,000	449	116,963

歳出

1款 議会費

1項 議会費

(単位：千円)

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			節		説明		
				特定財源			一般財源	区分		金額	
				国道支出金	地方債	その他					
1 議会費	179,906	874	180,780		0		874	1 報酬	211	議会運営経費	874
								3 職員手当等	658	報酬	211
								4 共済費	5	職員手当等	658
										共済費	5
計	179,906	874	180,780		0		874				

2款 総務費

1項 総務管理費

1 一般管理費	139,647	5,542	145,189		0		5,542	1 報酬	4,669	一般行政経費	211
								3 職員手当等	860	報酬	211
								4 共済費	13	職員管理経費	2,557
										報酬	2,557
4 会計管理費	18,238	921	19,159		0		921	障がい者雇用創出事業	2,774		
								報酬	1,901		
								職員手当等	860		
								共済費	13		
5 施設管理費	134,688	287	134,975		0		287	1 報酬	634	会計管理経費	921
								3 職員手当等	287	報酬	634
								4 共済費	12	職員手当等	287
7 出張所費	21,469	2,212	23,681		0		2,212	1 報酬	1,478	施設管理経費	287
								3 職員手当等	668	報酬	187
								4 共済費	66	職員手当等	88
										共済費	12
13 情報化推進費	325,675	311	325,986		0		311	1 報酬	211	大曲出張所経費	1,570
								3 職員手当等	95	報酬	1,056
								4 共済費	5	職員手当等	478
										共済費	36
7 出張所費	21,469	2,212	23,681		0		2,212	西の里出張所経費	311		
								報酬	211		
								職員手当等	95		
								共済費	5		
13 情報化推進費	325,675	311	325,986		0		311	西部出張所経費	331		
								報酬	211		
								職員手当等	95		
								共済費	25		

2 総務費

(単位：千円)

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			節		説明		
				特定財源			一般財源	区分		金額	
				国道支出金	地方債	その他					
14 契約管理費	5,518	306	5,824		0		306	1 報酬	211	契約管理経費	306
								3 職員手当等	95	報酬 職員手当等	211 95
計	958,991	9,579	968,570		0		9,579				

2款 総務費

2項 企画費

3 広報費	34,913	935	35,848		0		935	1 報酬	603	広報活動経費	297
								3 職員手当等	276	報酬	196
								4 共済費	56	職員手当等 共済費	90 11
										広報紙発行事業	638
										報酬	407
										職員手当等	186
										共済費	45
4 コミュニティ施設管理費	166,936	3,380	170,316		3,000		380	14 工事請負費	3,380	コミュニティ施設運営経費 工事請負費	3,380
5 交通対策費	17,970	1,026	18,996		0		1,026	1 報酬	836	交通安全推進事業	1,026
								3 職員手当等	190	報酬 職員手当等	836 190
6 市民生活費	38,804	311	39,115		0		311	1 報酬	211	市民協働推進事業	311
								3 職員手当等	95	報酬	211
								4 共済費	5	職員手当等 共済費	95 5
7 エルフィンパーク運営費	14,378	1,272	15,650		0		1,272	1 報酬	1,056	エルフィンパーク活用事業	1,272
								3 職員手当等	216	報酬 職員手当等	1,056 216
計	851,921	6,924	858,845		3,000		3,924				

2款 総務費

3項 徴税費

1 賦課徴収費	92,540	1,393	93,933		0		1,393	1 報酬	1,071	賦課徴収経費	1,393
								3 職員手当等	322	報酬 職員手当等	1,071 322
計	92,540	1,393	93,933		0		1,393				

2 総務費

2款 総務費

4項 戸籍住民基本台帳費

(単位：千円)

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			節		説明	
				特定財源			区分	金額		
				国道支出金	地方債	その他				
1 戸籍住民基本台帳費	65,141	2,810	67,951	国庫支出金 965	0	1,845	1 報酬 3 職員手当等 4 共済費	2,112 693 5	戸籍住民基本台帳経費 報酬 職員手当等 共済費 個人番号カード管理経費 報酬 職員手当等	1,845 1,267 573 5 965 845 120
計	65,141	2,810	67,951	国庫支出金 965	0	1,845				

2款 総務費

6項 統計調査費

1 統計調査総務費	5,344	311	5,655		0	311	1 報酬 3 職員手当等 4 共済費	211 95 5	統計調査経費 報酬 職員手当等 共済費	311 211 95 5
計	5,344	311	5,655		0	311				

3款 民生費

1項 社会福祉費

1 社会福祉総務費	1,807,223	3,488	1,810,711		0	3,488	1 報酬 3 職員手当等 4 共済費 27 繰出金	211 95 5 3,177	福祉行政経費 報酬 職員手当等 共済費 国民健康保険事業特別会計繰出金 繰出金 介護保険特別会計繰出金 繰出金	311 211 95 5 1,657 1,657 1,520 1,520
3 障がい福祉費	2,980,127	229	2,980,356		0	229	1 報酬 3 職員手当等 4 共済費	148 73 8	障がい者コミュニケーション支援事業 報酬 職員手当等 共済費	229 148 73 8
4 国民年金費	5,996	613	6,609	国庫支出金 613	0		1 報酬 3 職員手当等 4 共済費	415 189 9	国民年金受託事務経費 報酬 職員手当等 共済費	613 415 189 9
5 子ども発達支援センター費	136,487	1,499	137,986		0	1,499	1 報酬 2 給料 3 職員手当等	1,306 98 95	子ども発達支援センター運営経費 報酬 職員手当等	306 211 95

3 民生費

(単位：千円)

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			節		説明	
				特定財源			一般財源	区分		金額
				国庫支出金	地方債	その他				
									子ども発達支援事業 報酬 給料	1,193 1,095 98
計	4,995,057	5,829	5,000,886	国庫支出金 613	0		5,216			

3款 民生費

2項 児童福祉費

1 児童母子福祉費	659,973	2,019	661,992		0		2,019	1 報酬	1,337	児童手当支給事務	311
								3 職員手当等	623	報酬	211
								4 共済費	59	職員手当等 共済費	95 5
										ファミリー・サポート・センター事業	560
										報酬	376
										職員手当等	176
										共済費	8
										子どもの権利擁護事業	285
										報酬	187
										職員手当等	88
		共済費	10								
		子ども・子育てサービス利用者支援事業	560								
		報酬	376								
		職員手当等	176								
		共済費	8								
		子ども家庭総合支援拠点運営事業	303								
		報酬	187								
		職員手当等	88								
		共済費	28								
2 保育総務費	2,206,878	75,688	2,282,566	国庫支出金 44,524 道支出金 13,927	0		17,237	1 報酬	564	教育・保育施設給付事業	73,860
								2 給料	238	扶助費	73,860
								3 職員手当等	264	私立認可保育所等運営費支援事業	750
								4 共済費	12	負担金補助及び交付金	750
								18 負担金補助 及び交付金	750	補助金・助成金・賛助金	750
								19 扶助費	73,860	保育園一時預かり事業	238
		給料	238								
		地域子育て支援センター運営事業	840								
		報酬	564								
		職員手当等	264								
		共済費	12								

3 民生費

(単位：千円)

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			節		説明	
				特定財源			一般財源	区分		金額
				国道支出金	地方債	その他				
計	3,699,921	77,707	3,777,628	国庫支出金 44,524	0		19,256			

3款 民生費

3項 医療給付費

1 医療給付費	304,277	311	304,588		0		311	1 報酬	211	医療給付事務経費	311
								3 職員手当等	95	報酬	211
								4 共済費	5	職員手当等 共済費	95 5
2 後期高齢者 医療費	1,125,006	1,099	1,126,105		0	諸収入	650	1 報酬	301	後期高齢者医療特別会計繰出金	650
						449		3 職員手当等	148	繰出金	650
								27 繰出金	650	高齢者保健推進事業 報酬 職員手当等	449 301 148
計	1,429,283	1,410	1,430,693		0	諸収入	961				
						449					

3款 民生費

4項 生活保護費

1 生活保護総 務費	16,252	613	16,865		0		613	1 報酬	415	生活保護費等支給事務	613
								3 職員手当等	189	報酬	415
								4 共済費	9	職員手当等 共済費	189 9
計	1,001,848	613	1,002,461		0		613				

4款 衛生費

1項 保健衛生費

2 健康推進費	414,153	1,056	415,209		0		1,056	1 報酬	732	健康推進経費	306
								3 職員手当等	324	報酬 職員手当等	211 95
										健康づくり啓発・生活習慣病予防事業	49
										報酬	49
										妊婦健康診査通院支援事業	233
										報酬	157
										職員手当等	76
										子育て世代包括支援センター事業	162
										報酬	104

4 衛生費

(単位：千円)

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			節		説明	
				特定財源			一般財源	区分		金額
				国道支出金	地方債	その他				
									職員手当等 58 出産・子育て応援事業 306 報酬 211 職員手当等 95	
3 環境衛生費	9,785	307	10,092		0		307	1 報酬 207 3 職員手当等 95 4 共済費 5	環境衛生経費 307 報酬 207 職員手当等 95 共済費 5	
5 公害対策費	19,245	306	19,551		0		306	1 報酬 207 3 職員手当等 95 4 共済費 4	環境保全事業 306 報酬 207 職員手当等 95 共済費 4	
計	640,994	1,669	642,663		0		1,669			

4款 衛生費

2項 清掃費

1 清掃対策費	1,160,515	997	1,161,512		0		997	1 報酬 814 3 職員手当等 183	家庭ごみ適正処理推進事業 582 報酬 399 職員手当等 183 不法投棄対策事業 415 報酬 415
計	1,242,701	997	1,243,698		0		997		

5款 農林水産業費

1項 農業費

1 農業委員会費	8,663	315	8,978		0		315	1 報酬 211 3 職員手当等 95 4 共済費 9	農業委員会運営経費 315 報酬 211 職員手当等 95 共済費 9
計	80,516	315	80,831		0		315		

6款 商工労働費

1項 商工費

1 商業振興費	300,959	202	301,161		0		202	1 報酬 122 3 職員手当等 80	商業振興経費 202 報酬 122 職員手当等 80
計	381,280	202	381,482		0		202		

6 商工労働費

7款 土木費

1項 土木管理費

(単位：千円)

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			一般財源	節		説明	
				特定財源				区分	金額		
				国道支出金	地方債	その他					
1 土木管理費	8,339	587	8,926		0		587	1 報酬	399	建設行政経費	587
								3 職員手当等	184	報酬	399
								4 共済費	4	職員手当等 共済費	184 4
3 建築指導費	3,177	297	3,474		0		297	1 報酬	196	建築指導事務経費	297
								3 職員手当等	90	報酬	196
								4 共済費	11	職員手当等 共済費	90 11
4 土木事務所 管理費	8,928	317	9,245		0		317	1 報酬	211	土木事務所管理経費	317
								3 職員手当等	95	報酬	211
								4 共済費	11	職員手当等 共済費	95 11
計	30,605	1,201	31,806		0		1,201				

7款 土木費

2項 道路橋梁費

1 道路維持費	786,234	296	786,530		0		296	1 報酬	196	市道維持管理経費	296
								3 職員手当等	90	報酬	196
								4 共済費	10	職員手当等 共済費	90 10
計	3,171,021	296	3,171,317		0		296				

8款 消防費

1項 消防費

1 常備消防費	286,962	615	287,577		0		615	1 報酬	415	常備消防経費	615
								3 職員手当等	190	報酬	415
								4 共済費	10	職員手当等 共済費	190 10
計	323,846	615	324,461		0		615				

9款 教育費

1項 教育総務費

2 事務局費	67,141	5,682	72,823		0		5,682	1 報酬	3,892	教育委員会事務局運営経費	5,402
								3 職員手当等	1,778	報酬	3,704
								4 共済費	12	職員手当等 共済費	1,690 8
										学校教育相談員活用事業	280
										報酬	188
										職員手当等	88

9 教育費

(単位：千円)

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			節		説明		
				特定財源			一般財源	区分		金額	
				国道支出金	地方債	その他					
								共済費	4		
3 教育振興費	339,104	2,502	341,606		0		2,502	1 報酬	2,502	特別支援教育推進事業 報酬	2,502
計	409,618	8,184	417,802		0		8,184				

9款 教育費

2項 小学校費

1 小学校管理費	257,183	1,758	258,941		0		1,758	1 報酬	1,210	小学校管理経費	1,758
								3 職員手当等	548	報酬 職員手当等	1,210 548
計	334,327	1,758	336,085		0		1,758				

9款 教育費

3項 中学校費

1 中学校管理費	134,551	1,319	135,870		0		1,319	1 報酬	908	中学校管理経費	1,319
								3 職員手当等	411	報酬 職員手当等	908 411
計	218,556	1,319	219,875		0		1,319				

9款 教育費

4項 社会教育費

1 社会教育総務費	15,292	311	15,603		0		311	1 報酬	211	社会教育経費	311
								3 職員手当等	95	報酬	211
								4 共済費	5	職員手当等 共済費	95 5
2 公民館費	26,488	306	26,794		0		306	1 報酬	211	公民館管理経費	306
								3 職員手当等	95	報酬 職員手当等	211 95
4 文化財保護費	169,250	312	169,562		0		312	1 報酬	211	エコミュージアム普及推進事業	312
								3 職員手当等	95	報酬	211
								4 共済費	6	職員手当等 共済費	95 6
5 生涯学習振興費	23,845	819	24,664		0		819	1 報酬	748	生涯学習振興会支援事業	819
								3 職員手当等	71	報酬 職員手当等	748 71
7 芸術文化ホール管理費	40,099	306	40,405		0		306	1 報酬	211	芸術文化ホール管理経費	306
								3 職員手当等	95	報酬 職員手当等	211 95

9 教育費

(単位：千円)

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			節		説明		
				特定財源			一般財源	区分		金額	
				国道支出金	地方債	その他					
9 図書館運営費	99,671	568	100,239		0		568	1 報酬	568	図書館運営経費 報酬	568
10 青少年健全育成費	40,747	2,612	43,359		0		2,612	1 報酬	2,152	不登校いじめ対策・教育相談事業	880
								3 職員手当等	453	報酬	603
								4 共済費	7	職員手当等	277
										青少年安全対策事業	557
										報酬	374
										職員手当等	176
										共済費	7
										心の教室相談事業	1,175
										報酬	1,175
計	503,838	5,234	509,072		0		5,234				

9款 教育費

5項 保健体育費

3 学校給食総務費	92,355	311	92,666		0		311	1 報酬	211	給食費管理経費	311
								3 職員手当等	95	報酬	211
								4 共済費	5	職員手当等 共済費	95 5
4 小学校給食運営費	347,964	307	348,271		0		307	1 報酬	207	小学校給食運営経費	307
								3 職員手当等	95	報酬	207
								4 共済費	5	職員手当等 共済費	95 5
5 中学校給食運営費	312,512	583	313,095		0		583	1 報酬	415	中学校給食運営経費	583
								3 職員手当等	168	報酬	415
計	924,449	1,201	925,650		0		1,201				

12款 職員費

1項 職員費

1 職員給与費	3,915,046	50,000	3,965,046		0		50,000	2 給料	35,000	職員給与費	50,000
								3 職員手当等	15,000	給料 職員手当等	35,000 15,000
計	3,915,046	50,000	3,965,046		0		50,000				

12 職員費

給与費明細書

地方債に関する調書

給 与 費 明 細 書

1 特別職

(単位:千円)

区分	職員数(人)	給 与 費							共済費	合計	備考		
		報酬	給料	期末手当 (年間支給率)	地域手当	寒冷地手当	その他の手当	計					
補正後	長 等	3		27,036	11,110 (3.45月分)			390		38,536	6,285	44,821	退8,885 公44
	議 員	22	93,060		38,796 (3.45月分)					131,856	27,360	159,216	
	その他	27	10,196							10,196		10,196	
	計	52	103,256	27,036	49,906			390		180,588	33,645	214,233	
補正前	長 等	3		27,036	10,951 (3.40月分)			351		38,338	6,285	44,623	退8,885 公44
	議 員	22	93,060		38,233 (3.40月分)					131,293	27,360	158,653	
	その他	27	10,196							10,196		10,196	
	計	52	103,256	27,036	49,184			351		179,827	33,645	213,472	
比 較	長 等	0		0	159			39		198	0	198	退0 公0
	議 員	0	0		563					563	0	563	
	その他	0	0							0		0	
	計	0	0	0	722			39		761	0	761	

備考 1 長等とは、市長、副市長及び教育長をいう。
 2 その他には、地方公務員法第3条第3項第1号の規定により、就任について 議会 の選挙、議決又は同意を必要とする職に限定して給与費を記載した。
 (公平委員会委員3人、固定資産評価審査委員会委員3人、選挙管理委員会委員 及び補充員8人、監査委員2人、農業委員会委員7人、教育委員会委員4人)

2 一般職

(1) 総括

(単位:千円)

区分	職員数(人)		給 与 費				共済費	合計	備考
	一般職員	会計年度任用職員	報酬	給料	職員手当	計			
補正後	(44) 481	(353) 31	495,291	1,953,845	1,419,091	3,868,227	760,447	4,628,674	退 278,283 公 3,727
補正前	(44) 481	(353) 31	459,315	1,918,509	1,392,923	3,770,747	760,064	4,530,811	退 278,283 公 3,727
比 較	0 0	0 0	35,976	35,336	26,168	97,480	383	97,863	退 0 公 0

職員手当の内 訳	区分	扶養手当	地域手当	通勤手当	住居手当	管理職手当	時間外勤務 手当	特殊勤務 手当	【参考】児童手当	
	本年度		58,176	748	24,638	56,825	74,260	141,148	2,113	30,900
	前年度		58,176	748	24,638	56,825	74,260	141,148	2,113	30,900
	比 較		0	0	0	0	0	0	0	0
	区分	期末勤勉手当	寒冷地手当	宿日直手当	夜勤手当	休日手当	単身赴任手当	災害派遣手当		
	本年度	956,106	42,509	0	2,600	29,068	0	0		
	前年度	929,938	42,509	0	2,600	29,068	0	0		
	比 較	26,168	0	0	0	0	0	0		

()内は短時間勤務職員等の数(外数)

給 与 費 明 細 書

(ア) 一般職員

(単位:千円)

区分	職員数(人)	給 与 費				共済費	合計	備考
		報酬	給料	職員手当	計			
補正後	(44) 481	0	1,890,250	1,234,442	3,124,692	644,574	3,769,266	退 278,283 公 3,727
補正前	(44) 481	0	1,855,250	1,219,640	3,074,890	644,574	3,719,464	退 278,283 公 3,727
比 較	0 0	0	35,000	14,802	49,802	0	49,802	退 0 公 0

職員手当の内訳	区分	扶養手当	地域手当	通勤手当	住居手当	管理職手当	時間外勤務手当	特殊勤務手当	【参考】児童手当
	補正後	58,176	748	23,477	56,825	74,260	140,771	2,113	30,900
	補正前	58,176	748	23,477	56,825	74,260	140,771	2,113	30,900
	比 較	0	0	0	0	0	0	0	0
	区分	期末勤勉手当	寒冷地手当	宿日直手当	夜勤手当	休日手当	単身赴任手当	災害派遣手当	
	補正後	772,995	42,509	0	2,600	29,068	0	0	
	補正前	758,193	42,509	0	2,600	29,068	0	0	
比 較	14,802	0	0	0	0	0	0		

()内は定年前再任用短時間勤務職員等の数(外数)

(イ) 会計年度任用職員

(単位:千円)

区分	職員数(人)	給 与 費				共済費	合計	備考
		報酬	給料	職員手当	計			
補正後	(353) 31	495,291	63,595	184,649	743,535	115,873	859,408	
補正前	(353) 31	459,315	63,259	173,283	695,857	115,490	811,347	
比 較	0 0	35,976	336	11,366	47,678	383	48,061	

職員手当の内訳	区分	扶養手当	地域手当	通勤手当	住居手当	管理職手当	時間外勤務手当	特殊勤務手当	【参考】児童手当
	補正後	0	0	1,161	0	0	377	0	0
	補正前	0	0	1,161	0	0	377	0	0
	比 較	0	0	0	0	0	0	0	0
	区分	期末勤勉手当	寒冷地手当	宿日直手当	夜勤手当	休日手当	単身赴任手当	災害派遣手当	
	補正後	183,111	0	0	0	0	0	0	
	補正前	171,745	0	0	0	0	0	0	
比 較	11,366	0	0	0	0	0	0		

()内は会計年度任用職員短時間勤務職員の数(外数)

(2) 給料及び職員手当の増減額の明細

(単位:千円)

区 分	増 減 額	増 減 事 由 別 内 訳	説 明	備 考	
給 料	35,000	給与改定に伴う増減分	35,000	35,000	給与改定の状況 給料の改定率 給料表を平均2.61%引上げ { 給与改定実施時期 令和6年4月1日
		昇給に伴う増減分	0	0	平均昇給率 1.55% (昇給月) (職員数) 昇給期別職員数 1月 455
		その他増減分	0	0	職員数の異動状況 現に在職する職員数 計 本年度 462人 22人 484人 前年度 444人 19人 463人 比較 18人 3 21
職 員 手 当	14,802	制度改正に伴う増減分	14,841	14,841	期末勤勉手当率改定 年間4.5月分から4.6月分に改定
		その他増減分	△ 39	0	職員数の異動による分 退職・新規採用分 0 その他 0

(3) 給料及び職員手当の状況

ア 職員1人当たり給与

(単位:円) イ 初任給

(単位:円)

区 分		ア 職員1人当たり給与				イ 初任給					
		一般行政職	消防職	教育公務員	技能労務職	区 分	学 歴	一般行政職	消防職	教育公務員	技能労務職
令和6年1月1日現在	平均給料月額	303,380	306,753	399,125	-	北広島市の制度	高校卒	166,600	166,600	166,600	-
	平均給与月額	325,453	333,045	412,892	-		大学卒	196,200	196,200	196,200	-
	平均年齢	39歳6月	39歳7月	55歳10月	-	国の制度	高校卒	166,600	-	-	-
令和5年1月1日現在	平均給料月額	301,979	304,626	379,425	-		大学卒	196,200	-	-	-
	平均給与月額	320,553	327,041	388,625	-						
	平均年齢	39歳4月	39歳11月	50歳10月	-						

備考 定年前再任用短時間勤務職員等を除く。

ウ 級別職員数

()内は定年前再任用短時間勤務職員等の数及び構成比(外数)

区 分	級	一般行政職		消防職		教育公務員		技能労務職	
		職員数 (人)	構成比 (%)	職員数 (人)	構成比 (%)	職員数 (人)	構成比 (%)	職員数 (人)	構成比 (%)
令 現 和 6 年 1 月 1 日 在	7級	(-)	(-)	(-)	(-)	(-)	(-)	(-)	(-)
		13	3.5	2	2.1	2	50.0	-	-
	6級	(-)	(-)	(-)	(-)	(-)	(-)	(-)	(-)
		32	8.7	7	7.3	1	25.0	-	-
	5級	(6)	(16.2)	(-)	(-)	(-)	(-)	(-)	(-)
		23	6.3	5	5.2	-	-	-	-
	4級	(6)	(16.2)	(-)	(-)	(-)	(-)	(-)	(-)
		117	31.8	39	40.6	1	25.0	-	-
3級	(25)	(67.6)	(7)	(100.0)	(-)	(-)	(-)	(-)	
	97	26.4	13	13.5	-	-	-	-	
2級	(-)	(-)	(-)	(-)	(-)	(-)	(-)	(-)	
	52	14.1	9	9.4	-	-	-	-	
1級	(-)	(-)	(-)	(-)	(-)	(-)	(-)	(-)	
	34	9.2	21	21.9	-	-	-	-	
計	(37)	(100)	(7)	(100)	(-)	(-)	(-)	(-)	
	368	100	96	100	4	100	-	-	
令 現 和 5 年 1 月 1 日 在	7級	(-)	(-)	(-)	(-)	(-)	(-)	(-)	(-)
		13	3.6	1	1.1	2	50.0	-	-
	6級	(-)	(-)	(-)	(-)	(-)	(-)	(-)	(-)
		34	9.5	6	6.4	1	25.0	-	-
	5級	(7)	(14.6)	(-)	(-)	(-)	(-)	(-)	(-)
		17	4.8	6	6.4	0	0.0	-	-
	4級	(7)	(14.6)	(-)	(-)	(-)	(-)	(-)	(-)
		118	33.1	39	41.9	-	-	-	-
3級	(30)	(62.5)	(4)	(100)	(-)	(-)	(-)	(-)	
	95	26.6	14	15.1	1	25.0	-	-	
2級	(4)	(8.3)	(-)	(-)	(-)	(-)	(-)	(-)	
	45	12.6	10	10.8	-	-	-	-	
1級	(0)	(0)	(-)	(-)	(-)	(-)	(-)	(-)	
	35	9.8	17	18.3	-	-	-	-	
計	(48)	(100)	(4)	(100)	(-)	(-)	(-)	(-)	
	357	100	93	100	4	100	-	-	

(級別の基準となる職務)

区分	職 務 の 内 容
1級	定型的な業務を行う職務
2級	相当高度の知識又は経験を必要とする業務を行う職務
3級	主任の職務
4級	1 主査等の職務 2 困難な業務を処理する主任の職務
5級	課長等の職務
6級	1 消防署長等の職務 2 困難な業務を処理する課長等の職務
7級	1 部長等の職務 2 困難な業務を処理する消防署長等の職務

エ 昇給

区 分		合 計	一般行政職	消防職	教育公務員	技能労務職	
補 正 後	職員数 (A)	481	378	99	4	0	
	昇給に係る職員数 (B)	455	357	95	3	0	
	号給数別内訳	1号給	0	0	0	0	0
		2号給	40	32	6	2	0
		3号給	21	18	3	0	0
		4号給	394	307	86	1	0
比率(B)/(A)		94.6%	94.4%	96.0%	75.0%	-	
補 正 前	職員数 (A)	481	378	99	4	0	
	昇給に係る職員数 (B)	455	357	95	3	0	
	号給数別内訳	1号給	0	0	0	0	0
		2号給	40	32	6	2	0
		3号給	21	18	3	0	0
		4号給	394	307	86	1	0
比率(B)/(A)		94.6%	94.4%	96.0%	75.0%	-	

備考 職員数欄には定年前再任用短時間勤務職員等を含まない。

オ 期末手当・勤勉手当

()内は定年前再任用短時間勤務職員等の支給率

区 分	支給期別支給率		支給率 計	職制上の段階、職務の級等による加算措置
	6月(月分)	12月(月分)		
補正後	(1.175)	(1.225)	(2.40)	有
	2.250	2.350	4.60	
補正前	(1.175)	(1.175)	(2.35)	有
	2.250	2.250	4.50	
国の制度	(1.175)	(1.225)	(2.40)	有
	2.250	2.350	4.60	

カ 定年退職及び応募認定退職に係る退職手当

区分	20年勤続の者 (月分)	25年勤続の者 (月分)	35年勤続の者 (月分)	最高限度 (月分)	その他の措置 加算等	備考
支給率等	24.586875	33.27075	47.709	47.709	定年前早退 例措置 (2%~45% 加算)	
国の制度 (支給率等)	24.586875	33.27075	47.709	47.709	定年前早退 例措置 (2%~45% 加算)	

キ 地域手当

支給対象地域	北広島市	札幌市	東広島市	国への派遣等
支給率(%)	0%	3%	3%	20%
支給対象職員数(人)	0	1	1	2
国の指定基準に基づく支給率(%)	北海道内は札幌市に在勤する職員 3%		東広島市に在勤する職員 3%	東京都特別区に在勤する職員 20%

ク 特殊勤務手当

区分	全職種	一般行政職	消防職	教育公務員	技能労務職
給料総額に対する比率(%)	0.2%	0.0%	0.8%	0.0%	-
支給対象職員の比率(%) (令和6年1月1日現在)	13.6%	0.0%	67.7%	0.0%	-
手当の名称	防疫作業手当 行旅死病人取扱従事手当 消防業務手当 野犬掃とう業務手当 災害応急対策等派遣手当				

ケ その他の手当

区分	国の制度との異同	差異の内容
扶養手当	同	
住居手当	異	支給最高限度額 家賃 (1)23,000円以下 (2)23,001~52,999円 (3)53,000円以上 月額 支給額 (1)家賃-11,000円 (2)(家賃-23,000円)×1/2+12,000円 (3)27,000円 27,000円
通勤手当	異	交通機関等利用者 交通用具使用者 実費支給 通勤距離に応じて定額支給

地方債の令和4年度末及び令和5年度末における現在高
並びに令和6年度末における現在高の見込みに関する調書

(単位:千円)

区 分	令和4年度末 現在高	令和5年度末 現在高	令和6年度中増減見込		令和6年度末 現在高見込額
			起債借入見込額	元金償還見込額	
1 普通債	20,607,251	22,055,983	3,146,500	1,341,900	23,860,583
(1) 総務債	4,491,986	4,370,862	596,900	352,044	4,615,718
うち庁舎	3,050,616	2,894,670	0	155,946	2,738,724
(2) 民生債	334,803	362,112	9,500	45,687	325,925
(3) 衛生債	1,447,149	2,285,045	63,700	136,244	2,212,501
(4) 農林水産業債	38,908	35,019	0	5,143	29,876
(5) 商工労働債	38,860	24,440	0	7,820	16,620
(6) 土木債	10,871,103	11,694,409	2,097,500	470,392	13,321,517
うち道路橋梁	5,271,074	5,529,246	1,287,700	238,398	6,578,548
うち公園	1,149,732	1,132,313	57,500	74,548	1,115,265
うち街路	2,194,714	2,172,168	0	17,916	2,154,252
うち公営住宅	1,865,893	1,796,365	32,300	119,200	1,709,465
(7) 消防債	309,646	326,714	169,700	35,727	460,687
(8) 教育債	2,976,462	2,924,050	209,200	255,511	2,877,739
うち学校	2,308,964	2,370,384	36,300	197,368	2,209,316
(9) 市場公募債借換債	98,334	33,332	0	33,332	0
2 災害復旧債	794,815	713,689	0	102,698	610,991
3 その他	10,604,973	9,804,105	56,200	902,300	8,958,005
(1) 減税補填債等	342,110	317,789	0	27,216	290,573
(2) 臨時財政対策債	10,262,863	9,486,316	56,200	875,084	8,667,432
合 計	32,007,039	32,573,777	3,202,700	2,346,898	33,429,579

令和6年度起債借入見込額は、令和5年度繰越未収入特定財源地方債を含む。

議案第3号

令和6年度北広島市国民健康保険事業特別会計補正予算（第3号）

令和6年度北広島市の国民健康保険事業特別会計補正予算（第3号）は、次に定めるところによる。

- 1 歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ2,619千円を増額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ6,572,404千円とする。
- 2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

令和7年1月23日提出

北広島市長 上野正三

第1表 歳入歳出予算補正

歳入

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
2 道支出金		5,078,138	962	5,079,100
	1 道負担金	5,078,138	962	5,079,100
3 繰入金		539,114	1,657	540,771
	1 他会計繰入金	537,981	1,657	539,638
歳入合計		6,569,785	2,619	6,572,404

歳 出

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
1 総務費		49,728	1,229	50,957
	1 総務管理費	40,405	923	41,328
	2 徴税費	9,323	306	9,629
4 保健事業費		81,183	1,390	82,573
	1 保健事業費	81,183	1,390	82,573
歳 出	合 計	6,569,785	2,619	6,572,404

令和6年度

歳入歳出補正予算事項別明細書

(国民健康保険事業特別会計補正予算第3号)

総括

(歳入)

(単位：千円)

款	補正前の額	補正額	計
2 道支出金	5,078,138	962	5,079,100
3 繰入金	539,114	1,657	540,771
歳入合計	6,569,785	2,619	6,572,404

歳入

2款 道支出金

1項 道負担金

(単位：千円)

目	補正前の額	補正額	計	節		説明
				区分	金額	
1 保険給付費等交付金	5,078,138	962	5,079,100	2 特別交付金	962	保険者努力支援分 道繰入金
						454 508
計	5,078,138	962	5,079,100			

3款 繰入金

1項 他会計繰入金

1 一般会計繰入金	537,981	1,657	539,638	1 一般会計繰入金	1,657	一般会計繰入金	1,657
計	537,981	1,657	539,638				

総括

(歳出)

(単位：千円)

款	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			
				特定財源			一般財源
				国道支出金	地方債	その他	
1 総務費	49,728	1,229	50,957	508	0	721	0
4 保健事業費	81,183	1,390	82,573	454	0	936	0
歳出合計	6,569,785	2,619	6,572,404	962	0	1,657	0

歳出

1款 総務費

1項 総務管理費

(単位：千円)

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			節		説明	
				特定財源			一般財源	区分		金額
				国道支出金	地方債	その他				
1 一般管理費	26,880	311	27,191		0	繰入金 311		1 報酬 211 3 職員手当等 95 4 共済費 5	一般管理経費 報酬 職員手当等 共済費	311 211 95 5
2 保険税収納率向上対策事業費	13,525	612	14,137	道支出金 508	0	繰入金 104		1 報酬 422 3 職員手当等 190	保険税収納率向上対策事業 報酬 職員手当等	612 422 190
計	40,405	923	41,328	道支出金 508	0	繰入金 415				

1款 総務費

2項 徴税费

1 賦課徴収費	9,323	306	9,629		0	繰入金 306		1 報酬 211 3 職員手当等 95	賦課徴収経費 報酬 職員手当等	306 211 95
計	9,323	306	9,629		0	繰入金 306				

4款 保健事業費

1項 保健事業費

1 保健衛生普及費	69,672	762	70,434	道支出金 454	0	繰入金 308		1 報酬 510 3 職員手当等 243 4 共済費 9	特定健康診査・特定保健指導事業 報酬 職員手当等 共済費	762 510 243 9
2 医療費適正化対策事業費	11,511	628	12,139		0	繰入金 628		1 報酬 422 3 職員手当等 191 4 共済費 15	医療費適正化対策事業 報酬 職員手当等 共済費	628 422 191 15
計	81,183	1,390	82,573	道支出金 454	0	繰入金 936				

4 保健事業費

給与費明細書

給 与 費 明 細 書

1 会計年度任用職員

(単位:千円)

区分	職員数(人)	給 与		費		共済費	合計	備考
		報酬	給料	職員手当	計			
補正後	(9) 0	17,998	0	6,900	24,898	3,620	28,518	
補正前	(9) 0	16,222	0	6,086	22,308	3,591	25,899	
比 較	0 0	1,776	0	814	2,590	29	2,619	

職員手当の内訳	区分	扶養手当	地域手当	通勤手当	住居手当	管理職手当	時間外勤務手当	特殊勤務手当	【参考】児童手当
	補正後	0	0	0	0	0	0	0	0
	補正前	0	0	0	0	0	0	0	0
	比 較	0	0	0	0	0	0	0	0
	区分	期末勤勉手当	寒冷地手当	宿日直手当	夜勤手当	休日手当	単身赴任手当	災害派遣手当	
	補正後	6,900	0	0	0	0	0	0	
	補正前	6,086	0	0	0	0	0	0	
	比 較	814	0	0	0	0	0	0	

()内は会計年度任用職員短時間勤務職員の数(外数)

議案第4号

令和6年度北広島市介護保険特別会計補正予算（第3号）

令和6年度北広島市の介護保険特別会計補正予算（第3号）は、次に定めるところによる。

- 1 歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ1,771千円を増額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ5,344,646千円とする。
- 2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

令和7年1月23日提出

北広島市長 上野正三

第1表 歳入歳出予算補正

歳入

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
2 国庫支出金		1,141,343	119	1,141,462
	2 国庫補助金	279,593	119	279,712
4 道支出金		741,261	59	741,320
	2 道補助金	61,355	59	61,414
6 繰入金		919,390	1,593	920,983
	1 一般会計繰入金	816,414	1,520	817,934
	2 基金繰入金	102,976	73	103,049
歳入合計		5,342,875	1,771	5,344,646

歳 出

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
1 総務費		77,170	1,461	78,631
	3 介護認定費	52,653	1,461	54,114
3 地域支援事業費		429,401	310	429,711
	4 任意事業費	61,639	310	61,949
歳 出	合 計	5,342,875	1,771	5,344,646

令和 6 年度

歳入歳出補正予算事項別明細書

(介護保険特別会計補正予算第 3 号)

総括

(歳入)

(単位：千円)

款	補正前の額	補正額	計
2 国庫支出金	1,141,343	119	1,141,462
4 道支出金	741,261	59	741,320
6 繰入金	919,390	1,593	920,983
歳入合計	5,342,875	1,771	5,344,646

歳入

2款 国庫支出金

2項 国庫補助金

(単位：千円)

目	補正前の額	補正額	計	節		説明
				区分	金額	
3 地域支援事業交付金（介護予防・日常生活支援総合事業以外）	59,706	119	59,825	1 現年度分	119	地域支援事業交付金（介護予防・日常生活支援総合事業以外） 119
計	279,593	119	279,712			

4款 道支出金

2項 道補助金

2 地域支援事業交付金（介護予防・日常生活支援総合事業以外）	29,847	59	29,906	1 現年度分	59	地域支援事業交付金（介護予防・日常生活支援総合事業以外） 59
計	61,355	59	61,414			

6款 繰入金

1項 一般会計繰入金

3 地域支援事業繰入金（介護予防・日常生活支援総合事業以外）	52,033	59	52,092	1 地域支援事業繰入金（介護予防・日常生活支援総合事業以外）	59	地域支援事業繰入金（介護予防・日常生活支援総合事業以外） 59
5 その他一般会計繰入金	78,670	1,461	80,131	1 事務費繰入金	1,461	事務費繰入金 1,461
計	816,414	1,520	817,934			

6款 繰入金

2項 基金繰入金

1 介護給付費準備基金繰入金	102,976	73	103,049	1 介護給付費準備基金繰入金	73	介護給付費準備基金とりくずし 73
計	102,976	73	103,049			

総括

(歳出)

(単位：千円)

款	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			
				特定財源			一般財源
				国道支出金	地方債	その他	
1 総務費	77,170	1,461	78,631	0	0	1,461	0
3 地域支援事業費	429,401	310	429,711	178	0	132	0
歳出合計	5,342,875	1,771	5,344,646	178	0	1,593	0

歳出

1款 総務費

3項 介護認定費

(単位：千円)

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			節		説明	
				特定財源			一般財源	区分		金額
				国道支出金	地方債	その他				
1 介護認定費	52,653	1,461	54,114		0	繰入金 1,461		1 報酬 976	介護認定費 報酬 職員手当等 共済費	1,461 976 453 32
計	52,653	1,461	54,114		0	繰入金 1,461				

3款 地域支援事業費

4項 任意事業費

1 任意事業費	61,639	310	61,949	国庫支出金 119 道支出金 59	0	繰入金 132		1 報酬 207 3 職員手当等 95 4 共済費 8	介護給付費等費用適正化事業 報酬 職員手当等 共済費	310 207 95 8
計	61,639	310	61,949	国庫支出金 119 道支出金 59	0	繰入金 132				

給与費明細書

給 与 費 明 細 書

1 会計年度任用職員

(単位:千円)

区分	職員数(人)	給 与		費		共済費	合計	備考
		報酬	給料	職員手当	計			
補正後	(8) 0	16,529	0	6,303	22,832	3,392	26,224	
補正前	(8) 0	15,346	0	5,755	21,101	3,352	24,453	
比 較	(0) 0	1,183	0	548	1,731	40	1,771	

職員手当の内訳	区分	扶養手当	地域手当	通勤手当	住居手当	管理職手当	時間外勤務手当	特殊勤務手当	【参考】児童手当
	補正後	0	0	0	0	0	0	0	0
	補正前	0	0	0	0	0	0	0	0
	比 較	0	0	0	0	0	0	0	0
	区分	期末勤勉手当	寒冷地手当	宿日直手当	夜勤手当	休日手当	単身赴任手当	災害派遣手当	
	補正後	6,303	0	0	0	0	0	0	
	補正前	5,755	0	0	0	0	0	0	
	比 較	548	0	0	0	0	0	0	

()内は会計年度任用職員短時間勤務職員の数(外数)

議案第5号

令和6年度北広島市後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）

令和6年度北広島市の後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

- 1 歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ650千円を増額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ1,194,649千円とする。
- 2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

令和7年1月23日提出

北広島市長 上野正三

第1表 歳入歳出予算補正

歳入

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
2 繰入金		266,951	650	267,601
	1 一般会計繰入金	266,951	650	267,601
歳入	合計	1,193,999	650	1,194,649

歳 出

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
1 総務費		14,069	650	14,719
	1 総務管理費	9,909	650	10,559
歳 出	合 計	1,193,999	650	1,194,649

令和6年度

歳入歳出補正予算事項別明細書

(後期高齢者医療特別会計補正予算第2号)

総括

(歳入)

(単位：千円)

款	補正前の額	補正額	計
2 繰入金	266,951	650	267,601
歳入合計	1,193,999	650	1,194,649

歳入

2款 繰入金

1項 一般会計繰入金

(単位：千円)

目	補正前の額	補正額	計	節		説明
				区分	金額	
1 事務費繰入金	38,395	650	39,045	1 事務費繰入金	650	事務費繰入金 650
計	266,951	650	267,601			

総括

(歳出)

(単位：千円)

款	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			
				特定財源			一般財源
				国道支出金	地方債	その他	
1 総務費	14,069	650	14,719	0	0	650	0
歳出合計	1,193,999	650	1,194,649	0	0	650	0

歳出

1款 総務費

1項 総務管理費

(単位：千円)

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			節		説明	
				特定財源			一般財源	区分		金額
				国道支出金	地方債	その他				
1 一般管理費	9,909	650	10,559		0	繰入金 650		1 報酬 424	一般管理経費 650	
								3 職員手当等 192	報酬 424	
								4 共済費 34	職員手当等 192 共済費 34	
計	9,909	650	10,559		0	繰入金 650				

給与費明細書

給 与 費 明 細 書

1 会計年度任用職員

(単位:千円)

区分	職員数(人)	給 与		費		共済費	合計	備考
		報酬	給料	職員手当	計			
補正後	(2) 0	3,919	0	1,503	5,422	799	6,221	
補正前	(2) 0	3,495	0	1,311	4,806	765	5,571	
比 較	(0) 0	424	0	192	616	34	650	

職員手当の内訳	区分	扶養手当	地域手当	通勤手当	住居手当	管理職手当	時間外勤務手当	特殊勤務手当	【参考】児童手当
	補正後	0	0	0	0	0	0	0	0
	補正前	0	0	0	0	0	0	0	0
	比 較	0	0	0	0	0	0	0	0
	区分	期末勤勉手当	寒冷地手当	宿日直手当	夜勤手当	休日手当	単身赴任手当	災害派遣手当	
	補正後	1,503	0	0	0	0	0	0	
	補正前	1,311	0	0	0	0	0	0	
	比 較	192	0	0	0	0	0	0	

()内は会計年度任用職員短時間勤務職員の数(外数)